

## 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要

# 目 次

I 条例改正の理由及び趣旨	1
II 条例及び規則の改正に関わる概要	2
III 今後の予定	8

## I 条例改正の理由及び趣旨

### 1 卸売市場法改正への対応

卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行される。

これに伴い、東京都中央卸売市場の開設者である都は、改正卸売市場法（以下、「改正法」という。）に即して東京都中央卸売市場条例を改正し、改正法の施行期日に合わせ、中央卸売市場と称することについて、農林水産大臣の認定を受ける必要がある。

### 2 条例改正の趣旨

- ・東京の卸売市場は、生鮮食料品等を都民に円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラであり、大消費地の多種多様で豊かな消費生活や食文化を支えている。
- ・一方、少子高齢化の進行、加工需要の増大、流通の多様化等の外部環境の変化に伴い、卸売市場の取扱量は長期的に減少傾向にある。
- ・都の卸売市場が、引き続き、基幹的なインフラとしての役割を着実に果たしていくためには、集荷・分荷、価格形成、代金決済、公正な取引など市場の重要な機能を今後も十分に果たすとともに、時代の変化に即した新たなニーズへの対応が必要である。
- ・このため、法改正の趣旨を踏まえ、産地や実需者の多様なニーズに的確に対応できる取引環境を整備するとともに、公正な取引環境や食の安全・安心を確保するため、取引参加者の遵守事項等の規定を整備する。

### 3 改正内容のポイント

#### (1) 取引の活性化を図るための規制緩和

- ・産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう基本的に規制は緩和（第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きを自由化。ただし、せり・入札取引については、第三者販売の禁止を維持）
- ・せり、相対取引など売買取引の方法について、品目区分など一律の規制を廃止し、市場ごとの取引実態に応じて設定可能に

#### (2) 公正な取引環境の確保

- ・実績報告を義務付け、開設者が取引の実態を把握するなど、適切な指導監督を行うための規定を整備（第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きについても実績報告を義務付け）
- ・卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、都と市場関係者とが調査審議する場を設置

#### (3) 業務の効率化

- ・卸、仲卸等の業務の効率化、生産性の向上を図るため、事前申請の見直し等事務手続を簡素化

#### (4) 食の安全安心の確保

- ・食の安全・安心を確保するため、引き続き品質衛生管理に係る措置を規定

## II 条例及び規則の改正に関わる概要

### < 条例の構成及び改正の概要 >

	主な事項	改正の概要
総則	条例の目的 市場関係業者の定義	(現行のとおり※)
市場関係業者	市場関係業者の責務 市場関係業者の業務の許可	業務の許可の廃止
売買取引及び 決済の方法	取引のルール	取引の活性化、公正な取引環境 確保等の観点から改正
市場施設の使用	市場施設の使用許可 使用料	(現行のとおり※)
監督	市場関係業者に対する 指導、検査、是正措置等	
その他	取引業務運営協議会 市場の秩序の保持	

※文言修正等の微修正は除く

### 1 条例の目的

この条例は、東京都中央卸売市場に係る改正法第四条第四項の規定に基づき業務規程に定める事項、その他の業務の運営及び施設の管理に関する事項並びに生鮮食料品等の品質管理及び流通改善のために必要な事項について定め、取引業務及び施設使用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、もって都民の消費生活の安定に資することを目的とする。

### 2 市場関係業者

#### (1) 定義

卸売業者：市場施設の使用の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする者

仲卸業者：市場施設の使用の許可を受けて、当該市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して販売する者

関連事業者：市場施設の使用の許可を受けて、流通補完業務、物販・飲食業務、加工・サービス業務を行う者

売買参加者：知事の承認を受けて、当該市場におけるせり売又は入札の方法による卸売に参加する者

#### (2) 責務

卸売業者：卸売業者は、市場における卸売業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、公正明朗な取引を推進しなければならない。

仲卸業者：仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品

についての公正かつ妥当な評価及び流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、公正明朗な取引を推進しなければならない。

関連事業者：関連事業者は、その業務を適正かつ健全に運営し、商品等の品質管理の徹底を図り、市場関係者に対しサービスの向上に努めなければならない。

### 3 売買取引及び決済の方法

改正法では、農林水産大臣への認定申請にあたり、以下の(1)及び(2)を定めた卸売市場の業務に関する規程（業務規程）を添付しなければならない。

このため、条例及び規則において、所要の規定を整備する。

#### (1) 卸売市場の業務の方法

(2) 取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

### 4 卸売市場の業務の方法

#### (1) 開設者による差別的取扱いの禁止

- ・知事は、東京都中央卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

#### (2) 開設者による卸売の数量及び価格等の公表

- ・知事は、卸売業者から報告を受け、卸売の数量及び価格等を公表するものとする。

#### (3) 開設者による指導監督

- ・知事は、遵守事項を遵守させるのに必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者等に対して指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。

#### (4) 売買取引の方法

- ・東京都中央卸売市場における卸売は、以下の売買取引の方法によるものとする。
  - ①せり売若しくは入札又は相対取引とする。
  - ②知事は、市場ごとにせり売又は入札の方法により売買取引を行う物品の種類、数量・割合を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ取引委員会の意見を聴かななければならない。

#### (5) 決済の方法

- ・東京都中央卸売市場において取引参加者が売買取引を行う場合の決済は、以下の方法によるものとする。
  - ①取引参加者は、市場における売買取引の決済を早期に行うよう努めなければならない。
  - ②取引参加者は、契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。

## 5 取引参加者の遵守事項

### [改正法が定める遵守事項（共通ルール）]

#### (1) 売買取引の原則

- ・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

#### (2) 差別的取扱いの禁止

- ・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

#### (3) 売買取引の方法

- ・卸売業者は、「卸売市場の業務の方法」で定めた売買取引の方法（4(4)）により卸売を行わなければならない。

#### (4) 売買取引の条件の公表

- ・卸売業者は、営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金等をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

#### (5) 受託拒否の禁止 ※現行のとおり

- ・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない。

#### (6) 決済の確保

- ・取引参加者は、「卸売市場の業務の方法」で定めた決済の方法（4(5)）により決済を行わなければならない。
- ・卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に知事に提出しなければならない
- ・卸売業者は事業報告書の貸借対照表、損益計算書の部分について、出荷者から閲覧の申し出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。

#### (7) 売買取引の結果等の公表

- ・卸売業者は、主要な品目の日ごとの卸売予定数量・卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

### [改正法が定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）]

#### (1) 第三者販売

- ・卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、毎月、その数量

及び金額等を知事に報告しなければならない。

(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)

- ・卸売業者は、せり売又は入札により卸売を行う場合、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

(設定理由：せり売又は入札による卸売を円滑に行うため。)

## (2) 商物分離取引

- ・卸売業者は、卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、毎月、その数量及び金額等を知事に報告しなければならない。
- ・卸売業者は、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所において、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をするときは、当該保管場所について知事の指定を受けなければならない。

(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)

## (3) 仲卸業者の直荷引き

- ・仲卸業者は、当該卸売市場の取扱品目に属する物品について、その市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、毎月、その数量及び金額等を知事に報告しなければならない。

(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)

## (4) 売買取引の結果等の知事への報告

- ・卸売業者は、以下の売買取引の結果等を知事に報告しなければならない。□

- ① 主要な品目の卸売予定数量（日ごと）
- ② 主要な品目の卸売の数量及び価格（日ごと）
- ③ 卸売をした物品の品名、数量、卸売価格（月ごと）
- ④ 仲卸業者、売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量及び金額（年ごと）
- ⑤ 出荷奨励金（月ごと）
- ⑥ 完納奨励金（月ごと）

(設定理由：売買取引の実態を把握するため。また、①、②については、開設者が公表する事項の基礎資料とするため。)

## (5) 卸売の記録の提出

- ・卸売業者は、取扱品目の卸売をしたときは、当該物品の品名、性別（食肉に限る）、産地、出荷者、等級、数量、単価、買受人等を記録しなければならない。
- ・知事は、検査その他市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対してその記録を提出させることができる。
- ・記録の提出は、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。

(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)

## (6) 人の健康をそこなうおそれのある物品の売買禁止 ※現行のとおり

- ・知事は、人の健康をそこなうおそれのある物品が市場に搬入されないよう努

める。

- ・何人も、人の健康をそこなうおそれのある物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- ・知事は、該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずることができる。

(設定理由：卸売市場における安全・安心を確保するため。)

#### (7) 売買取引の制限 ※現行のとおり

- ・せり売り又は入札による卸売において、談合その他不正な行為があると認められるときは、知事は、その売買を差し止め（卸売業者にあつては委託の引き受けを含む）、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(設定理由：卸売市場における公正な取引を確保するため。)

#### (8) 決済の確保

- ・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、知事に届出なければならない。
- ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者、その他の買受人又はこれらの団体と代金決済に関して契約等を締結した場合は、その内容を知事に届出なければならない。
- ・卸売業者は、買受人が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払いを怠ったときは、速やかに知事に届出なければならない。

(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)

- ・卸売業者は、毎月10日までに前月分の残高試算表を知事に提出しなければならない。

(設定理由：卸売業者の財務の状況を把握するため。)

#### (9) せり人の届出

- ・卸売業者は、せり人について、知事に届出なければならない。
- ・卸売業者は、せり売の方法で卸売をする業務に従事させるせり人について、知事が行う市場業務に関する講習を受講させなければならない。
- ・卸売業者は、せり人がせり売の業務を行わなくなった場合は、遅滞なく知事に届出なければならない。

(設定理由：せり売の業務を適正かつ円滑に実施するため。)

#### (10) 仲卸業者の事業報告書の提出 ※現行のとおり

- ・仲卸業者は、事業報告書を作成し、次に掲げる日から起算して90日以内に知事に提出しなければならない。

①法人の場合は毎事業年度の末日

②個人の場合は毎年12月31日

(設定理由：仲卸業者の財務の状況等を把握するため。)

#### (11) 売買参加者の承認

- ・売買参加者について、せり売又は入札の方法による卸売に参加する資格として、承認



制とする。

- ・承認は、市場及び取扱品目ごとに行う。
- ・現行の承認基準のうち、「卸売業者、仲卸業者又は卸売業者、仲卸業者の役員、従業員との兼務禁止」規定を廃止する。  
(設定理由：せり売、入札による卸売について、一定のノウハウ等を有する者により円滑に行うため。)

#### (12) 開場の期日・市場休業日

- ・東京都中央卸売市場は、市場休業日を除き、毎日開場する。
- ・開場日において、卸売業者、仲卸業者、関連事業者は、市場における業務を行わなければならない。
- ・市場休業日は、市場の取扱品目ごとに取引参加者の意見を聴いて、知事が定める。
- ・市場休業日において、卸売業者、仲卸業者、関連事業者がその業務を行うことを妨げない。
- ・知事は、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働環境、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、開場日に臨時に休業することができる。  
(設定理由：東京の卸売市場は、多数の市場や卸売業者が存在することから、全体として適切な市場機能を確保するため)

#### (13) 品質管理

- ・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、生鮮食料品等の適正な流通を確保するため、食品衛生法その他関係法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。
- ・知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全を確保し、衛生管理の向上を図るための体制の整備に努める。  
(設定理由：卸売市場における適正な品質管理を確保するため。)

#### (14) 上記以外の取引ルール

- ・共通ルール及び(13)までに掲げるその他の取引ルール以外の規制は廃止する。

### 6 その他の事項

#### (1) 業務許可の廃止

- ・改正法を踏まえ、仲卸業者、関連事業者の業務許可を廃止する。  
(卸売業者については、改正法において業務許可を廃止)
- ・市場施設の使用の許可条件について、現行制度の業務許可条件を基本として、卸売業者、仲卸業者、関連事業者ごとに整理。
- ・ただし、仲卸業者について、「卸売業者又は卸売業者の役員、従業員との兼務禁止」規定を廃止する。

#### (2) 都と市場関係者の協議の場の設置

- ・卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関し必要な事項を調査

審議する東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を都と市場関係者の協議の場として設置する。

- ・東京都中央卸売市場取引業務運営協議会には、市場ごとに市場別取引業務運営協議会を置く。
- ・市場別取引業務運営協議会には、専門委員会として取扱品目別取引委員会を置く。

### Ⅲ 今後の予定

令和元年12月

令和元年第四回都議会定例会

条例改正案審議



国の認定

令和2年6月21日

改正条例・規則等施行（改正法と同日施行）